



保険税を長い間納めないでいるともしものときに大変です！

滞納後、国民健康保険証交付はこうなります。

① 納期限を過ぎると、督促料と延滞金が徴収されます。

② それでも納めない方は、通常の保険証は交付されません。かわりに短期被保険者証が交付されます。短期被保険者証は有効期限が短いため、頻繁に更新の手続が必要です。

③ 納期限から1年間を過ぎると、短期被保険者証も交付できなくなり、代わりに被保険者資格証明書が交付されます。
※資格証明書とは、被保険者であることを証明するだけで保険証のように使えるものではありません。つまり、医療機関等で受診した際、全額自己負担となります。（ただし、後日申請すれば療養費として払戻しを受けることができます。）

④ 納期限から1年6ヶ月を過ぎると、国民健康保険の給付（療養費・高額療養費・葬祭費・出産育児一時金）が全部、または一部差し止めになります。

⑤ ②、③、④の措置を受けてもさらに納めない方は、差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。

■最終的には、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もあります。

<例>

資格証明書を交付された被保険者が、風邪で2日病院にかかった場合に支払う金額（10割負担）・・・
○病院では 約9,000円
○薬局では 約6,000円
合計 約15,000円
通常の保険証であれば約4,500円の負担で済みました。

※上記に関しては、あくまで一例であり、金額には個人差があります。

＜保険税の支払いが困難な方へ＞

～納税相談を行っています～

市役所では、随時納税相談を行っています。保険税の支払いが困難な方は、電話での相談も受け付けていますので一人で悩まずお早めにご相談ください。

【問い合わせ先】

保健課国民健康保険係 TEL 22-3167
税務課収納係 TEL 22-3148

国民健康保険加入者の方へ

保険証の有効期限は **3月31日** までです

現在お手持ちの阿蘇市国民健康保険被保険者証の切替を行います。新しい保険証は配達記録郵便(※)で3月の最終週に届くようにしています。

(※)配達記録郵便とは、配達した際に必ず受取られた方のサインを頂いて、配達をする郵便物のことです。



郵送で保険証の切替ができるのは、国民健康保険税を完納している世帯に限ります。(詳しくは、保健課国民健康保険係まで)

■今までの保険証は必ず各世帯で4月1日以降に破棄してください。

保険税は納期限内に必ず納めましょう！
保健課 国民健康保険係 TEL 22-3167